

第十九回 参議院法務委員会會議録第十四号

(三九一)

昭和二十九年三月三十一日(水曜日)午前十時五十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君
龜田 得治君

委員

小野 義夫君
加藤 武徳君
楠見 義男君
中山 龍藏君
三橋八次郎君
小林 亦治君
棚橋 小虎君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務大臣官 房調査課長 位野木益雄君
法務省保護局長 齋藤 三郎君

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○本委員会の運営に関する件

○刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○執行猶予者保護觀察法案(内閣提出、衆議院送付)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑事訴訟法第九十四條に基く懲戒

処分に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡祐一君) 只今より本日の委員会を開会いたします。

今朝委員長理事打合会を開きまして、義務教育諸学校における教員の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、西法律案につきましては当該委員会に連合審査を申入れることに委員長理事打合会では打合せをいたしました。が、さよう決定いたしました御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡祐一君) 御異議ないものと認めましてさよう決定いたします。

なお、本日の委員長理事打合会におきまして打合せをいたしました事項を申し上げますと、大休民事訴訟法の一部を改正する法律並びに裁判所法の一部を改正する法律案、なお民事訴訟関係の法律案につきまして、これらは予備審査でございますが、できうべくんば四月十日乃至十五日までにその審査を終り、その後はもっぱら秘密保護法案の審議に当りたい、このように申合せをいたしました。その間査査取締、檢察の運営等についての御質疑のあります場合は、適宜その間に挿入をいたしますこと、それから定例日といたしましては、大体火曜日の午前十一時、木曜日の午前十一時、金曜日の午後一時、これを大休の定例日にいたしますこと、なお、当委員会の連合審査を申入れてお

りますのが、すでに申入れました警察並びに只今の教育二法案がございします。他の委員会から連合審査を申入れられておりますのが外務委員会から秘密保護法についてございします。で、これらの連合審査を他の委員会とも打合せの上、適宜その間に挿入いたしますので、その日程等については委員長に御一任を願う、このように打合せをいたしました。が、さよう御了承願いたいと存じます。

○委員長(郡祐一君) 引続き、昨日までに御質疑を願いました刑法の一部を改正する法律案、執行猶予者保護觀察法案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案、刑事訴訟法第九十四條に基く懲戒処分に関する法律案、これら四案を一括して議題に供します。御質疑のあります方は御質疑を願いたいと存じます。なお、この四法案につきましては、委員長の希望といたしましては本日質疑を終了し、討論採決に入りたいと存じております。なお、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案は行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を内閣委員会において審議をいたしておりますので、この審議の模様に応じて、若し修正箇所等がございしますと、同一の修正を行政機関職員定員法と合わせる必要がございします。この取扱いがございしたならば、早速これも採決に入りたいと存じております。

す。それでは只今申上げました各案についての御質疑をお願いいたします。速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

○中山龍藏君 それでは政府の法務省のほうにお願いしたいのですが、昨日私の質問にありました奄美大島の通信交通の関係について一つ御説明を願わしいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) 只今図面をお配りいたしました。それに基いて御説明申し上げます。

先ず本土と大島との間の通信でございますが、鹿児島との間に無線電話と無線電信がございします。それから福岡との間に無線電信がございします。それから離島との間に無線電信がございします。無線電信が大島との間に通じております。有線のものには線路はあつたそうでありまして、現在がございしません。なお詳細は図面で御承知頂きたいと思ひます。

○中山龍藏君 要するに無線電話の關係は鹿児島、名瀬間に一本だけで、あとは無線電信が相当あるようでございしますが、この鹿児島から名瀬までの航行に要します時間というものは六時間くらいだと伺つておりますが、それをちよつとついでに申添えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) 鹿児島から名瀬までは十八時間乃至二十時間でございます。

○中山龍藏君 そうすると島嶼間の無線電話というものは殆どないのです。無線電信だけでございしますね。

○政府委員(位野木益雄君) さようでございます。

○中山龍藏君 この設備は極めて必要だと思ひますが、どんなものでしょうか。おやりになる御予定でございしますか。

○政府委員(位野木益雄君) この施設はいわゆる電電公社で今管理をいたしておりますが、将来電話施設についておののけであります。それから法務省の關係でございしますが、普通のこういうふうな通信施設のみでは不十分でございします。専用の無線電信施設を設けるべく昨年来計画中であります。昭和二十九年の予算といたしまして二千九百四十万計上いたしました。大蔵省と折衝いたしたのであります。今年度は丁度年度の途中でありますので、そういう關係から認められなかつたのであります。来年度以降においては是非実施したいというふうに考へております。

○中山龍藏君 私はそれだけを承わつておいて將來十分手落ちなくこの地方の人によつて頂きたいということを申し上げておきたいと思ひます。

もう一つ御注意と申しますか、一言附加しておきたいのは、鹿児島と名瀬の間の十六時間といひますが、この距離は大隅のほうの志布志というところ

は半分ぐらいいし距離がないのですから、半分ぐらいいの時間で行けるわけですから。将来裁判官なんかが赴任されるときは志布志のほうから船に乗ると半分の時間で行かれるから、こういうことも何かの参考になりますから、ちよつと調べて見て頂きたいと思ひます。参考のために申上げておきます。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。他に御質疑はございませんか。……御質疑がなければ、質疑は終局したものと認めてこれより討論採決に入りたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めます。これより討論に入りませう。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。先ず刑法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法案兩案を一括して問題に供します。

○宮城タマヨ君 この兩案につきましては、私は感激を以て賛成いたしました。私ども長い間待ち望んでおりました初度目の執行猶予者に対する保護観察を付けられるということは、これは実に多くの人たちが、たとえ犯罪者と申しまして、国家の救いの手を延べ、一つの大きい刑事政策から申しまして、画期的な段階だと存じて非常に喜んでございませうが、特に犯罪少年に対しまして、この保護政策によつて将来ある少年たちが如何に救われますかという点について、非常に喜んでおる次第でございませう。ただ、ここに問題がございませうのは、現在政府の説明等を総合いたします

して、保護司の人員の点、それからその保護司の保護に對しますところの救護といふ点、その内容の点につきまして、なお一段の政府の研究を要するのではないかと、いふに考へております。殊に予算措置が十分でございませうといふことは、大変仕事の上に十分でございませう結果を來すことを思ひまして、この点を一層政府当局にお考へ願ひ申すわけでございませう。殊に今までパロールに對しましては十分の研究もされておりましたが、新しい制度としてのプロベシヨンのやり方につきまして、ここに保護司、あるいは観察官その他の直接にお當り下さいますその方々に對しましての研究方法などという点につきま

ここで非常に必要なことと認めておりますので、こういう点につきまして非常に予算が不足しておりますと考へるのでございませう。この予算のことにつきまして強い政府の力を頼んでおきます次第でございませう。

それでお大事なこととは、この刑事政策においての格段に飛躍をいたしましたときに、一体この保護観察制度というようなものなり、それから保護観察の対象物につきましての一般人に對します理解や、それから仕事の内容というようなものを宣伝し、同時に一般人の啓蒙運動というようなことをこの際特に加えて頂きたいといふことをお願いいたしまして私は兩案に對しまして賛成申すわけでございませう。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言がなければ、只今問題に供しました兩案についての討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。兩案を原案通

り可決することに賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致でございませう。よつて本二案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(郡祐一君) 次に下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……別に御発言がなければ討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(郡祐一君) 次に刑事訴訟法第百九十四條に基く懲戒処分に関する法律案の問題に供します。本案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……別に御発言がなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上四案につきましては例によりまして本會議における委員長の日

頭報告の内容その他は委員長に御一任願ひます。四案にそれ〴〵賛成の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

上原 正吉 宮城タマヨ
棚見 義男 小林 亦治
棚橋 小虎 三橋八次郎
中山 福藏 加藤 武徳
一松 定吉 龜田 得治
○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。暫時休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩
〔休憩後開會に至らなかつた。〕